

令和8年2月「荷役災害防止強化月間」実施要領

陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部

《月間スローガン》 「^に^は^や^く2月8日9日は荷役災害防止の日」

1. 趣 旨

県内における令和7年（1～11月）の陸上貨物運送事業の労働災害の発生状況は、昨年と比べて減少しているものの、死亡災害が1件発生している状況にある。

また、休業4日以上の死傷災害における約7割が荷役作業時に発生、そのうち約7割が荷主企業等の事業場内で発生し、中でも「墜落・転落（29.5%）」が最多であり、その多くがトラックに起因したもので陸上貨物運送業では労働災害防止対策が急務であります。

陸災防では、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」を策定し、目標達成に向けた積極的な安全衛生活動を展開しており、今後、労働災害の減少と死亡災害の根絶を図るために、各企業及び事業場は、労働安全衛生関係法令の遵守に加え、職場の安全衛生管理体制を確立し、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが重要である。

陸災防愛媛県支部及び愛媛県トラック協会は「荷役災害防止強化月間」「荷役災害防止の日」を設定し、労働災害撲滅に向けて会員事業者のさらなる安全意識の高揚を図る。

2. 実施期間

★令和8年2月1日（月）～2月28日（土）★^に^は^や^く2月8日9日は「荷役災害防止の日」

3. 主 催

一般社団法人 愛媛県トラック協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部

4. 後 援

愛媛労働局

5. 陸災防愛媛県支部の実施事項

- ①「荷役災害防止強化月間・荷役災害防止の日」活動に関する協力要請（荷主・会員）
- ②安全衛生活動等の開催
 - ・（継続）1月23日（金）「交通・労災事故防止決起大会」
 - ・（継続）1月29日（木）「テールゲートリフター安全衛生教育」
 - ・（新規）2月9日（月）10日（火）「はい作業主任者技能講習」
 - ・（強化）2月12日（木）「荷役災害防止担当者研修会」
 - ・（継続）2月13日（金）「フォークリフト従事者安全衛生教育」

6. 会員事業場の実施事項

- ・安全パトロールの実施
- ・労働災害防止教育の実施
- ・リスクアセスメントの実践
- ・荷役労働災害防止における遵守事項の従業員への指導徹底 等

【荷役労働災害防止における遵守事項】

①フォークリフトによる労働災害の防止対策

陸運事業者	労 働 者
<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者が運転する。 ・所有するフォークリフトの定期自主検査を実施する。 ・作業計画を作成する。 ・複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置する。 ・労働者に右記の事項を遵守させる。 ・フォークリフトの使用のルールを定め、労働者の見やすい場所に掲示する。 ・通路の死角部分にミラー設置等を行い、フォークリフト運転者に周知する。 ・フォークリフトの走行場所と走行通路を区分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの用途外使用をしない。 ・荷崩れ防止措置を行う。 ・運転時はシートベルトを着用。(装備している場合) ・停車した時は逸走防止装置を確実に行う。 ・運転席から身を乗り出さない。 ・運転者席が昇降するフォークリフトを使用する場合、安全帯を使用する等墜落防止措置を講じる。 ・急停止、急旋回を行わない。 ・荷役作業場の制限速度を遵守する。 ・荷を載せて前進する時は、前方確認を徹底する。 ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない。

②クレーン及び玉掛けによる労働災害の防止対策

陸運事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等の運転は、つり上げ荷重に合った有資格者に行わせる。 ・所有するクレーン等の定期自主検査を実施する。 ・クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格加重を超えて使用させない。 ・移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知し、設置場所に傾斜がある場合は、できるだけ補正する。 ・移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設する。 ・玉掛け業務を行う場合は、有資格者に業務させる。

③ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

陸運事業者	労 働 者
<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に右記の事項を遵守させる。 ・進行方向の視界を確保するとともに、手足等のはさまれ防止のため、移動経路を整理整頓する。 ・転倒防止のため、床、地面の凹凸や傾斜ができるだけなくす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する。 ・移動させる場合は、前方に押して動かす。 ・トラックの荷台から引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する。 ・荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する。 ・見通しの悪い場所では、一時停止して確認するか声をかける。 ・停止する時やカーブを曲がる場合は、2m程度から減速する。 ・重量が重い場合は、2人で押す。 ・トラックで運行する場合は、荷台の中で動かないよう確実に固定する。

④墜落・転落災害防止ための労働者が遵守する事項

- ・事前に トラック周辺の床・地面の凹凸等を確認し、資材等置かれている場合は、整理してから作業を行う。
- ・不安定な荷の上では移動しない。
- ・荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、出来る限り地上で作業を行う。
- ・安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
- ・墜落・転落の危険がある作業においては、保護帽を着用する。
- ・荷や荷台の上で作業を行う場合は、安全な立ち位置を確保し、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない。
- ・滑りやすい状態で作業を行う場合は、耐滑性のある靴を使用する。
- ・あおりを立てる場合は、必ず固定する。
- ・最大積載量が5t以上のトラックの荷台への昇降は昇降設備を使用する。(最大積載量5t以下のトラックでも出来る限り昇降設備を使用する。)
- ・荷や荷台、 トラックの運転席への昇降(乗降)については、三点確保を実行する。

⑤ベルトコンベヤーによる労働災害の防止対策

陸運事業者	労 働 者
<ul style="list-style-type: none">・コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に、右記の事項を遵守させる。・通行のためにコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設ける。・ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレームまたはベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設ける。・コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設ける。	<ul style="list-style-type: none">・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通りコンベヤーをまたがない。・コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直す。・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う。

⑥動作の反動、無理な動作による労働災害防止のため労働者が遵守する事項

- ・荷役作業を行う前に準備運動を行い、特に、長時間運転の後は、数分間は立った姿勢で腰を伸ばす。
- ・中腰の作業姿勢等、不自然な作業方法をとらない。
- ・重量物を押す場合は、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す。
- ・重量の重い荷は、2人以上で扱う。
- ・できるだけ台車等を使用する。

⑦荷役作業を行う労働者が遵守する事項

- ・ロープ解き作業、シートはずし作業を行う場合、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認してから行う。
- ・荷室扉を開ける場合、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行う。
- ・あおりをおろす場合、荷台上に荷の落下の危険がないことを確認した後に行う。
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する。
- ・トラックを停車した場合、逸走防止装置を確実に行う。